

身延山大学学生懲戒処分規程

(目的)

第1条 この規程は、身延山大学学則第46条に規定する懲戒に関し手続その他必要な事項について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において「学生」「懲戒処分の対象となる学生(以下「当該学生」という。)」とは、本大学の学生のことをいう。

(懲戒処分の対象)

第3条 懲戒処分の対象となりうる行為は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 犯罪行為
- (2) ハラスメント行為
- (3) 試験等における不正行為および論文等の作成における学問的倫理に反する行為
- (4) 情報倫理に反する行為
- (5) 本学の規則に違反する行為
- (6) その他、学生の本分に著しく反する行為

(懲戒処分の種類)

第4条 懲戒処分の種類は、退学、停学および訓戒とする。

(懲戒処分のための手続)

第5条 第3条第1号、第3号、第4号、第5号および第6号に関する懲戒処分のための手続は、次条以下においてこれを定める。

2 第3条第2号に関する懲戒処分のための手続は、「学校法人身延山学園ハラスメント防止等に関する規程」による。

(懲戒処分に関する部局の意見)

第6条 学長は、懲戒処分の対象となりうる行為が学生によって行われたことを知り得たときは、遅滞なく学生懲戒委員会を組織する。学生懲戒委員会は、事実確認および当該事案に対する事情聴取を行い、懲戒処分の相当性を判断し、意見を作成し、速やかに学長および当該学生にこれを通知する。

2 懲戒処分に関する意見には、懲戒処分の根拠となる事実の認定、懲戒処分の相当性に関する判断および懲戒処分の量定に関する判断が含まれる。

(学生懲戒委員会)

第7条 学長の下に学生懲戒委員会を置く。

2 学生懲戒委員会は、学長が指名した教職員若干名によって構成される。

3 委員長は、学部長とする。

4 学長は、前条に定めるところにより懲戒処分に関する意見が通知されたときは、学生懲戒委員会に懲戒処分の要否および懲戒処分を要する場合のその内容についての審査を付議する。

5 学生懲戒委員会は、前項に定めるところにより審査を付議されたときは学生懲戒委員会の中に担当者を置き、個々の事案の懲戒処分手続を行う。担当者は複数人とし、連携をもって行う。

(当該学生の意思の確認)

第8条 学生懲戒委員会の担当者は、当該学生が懲戒処分に関する意見に対して不服を申し立てるか否かを確認する。

(当該学生及び関係参考人からの事情聴取ならびに資料等の提出要請)

第9条 学生懲戒委員会の担当者は、適宜、当該学生及び関係参考人から事情聴取を行い、資料等の提出を求めることができる。

(不服の申し立てがない場合の手続)

第10条 学生懲戒委員会は、当該学生が懲戒処分に関する意見に対して不服を申し立てることが確認されなかった場合には、直ちに当該意見の適否の判断を行う。

2 学生懲戒委員会は、当該意見が妥当であると判断した場合には、その旨を学長に報告する。学長は教授会の意見を参考にして懲戒処分を決定し、直ちに懲戒処分をとり、懲戒処分をとったことを教授会に報告する。

(不服が申し立てられた場合の手続)

第11条 学生懲戒委員会の担当者は、当該学生が懲戒処分に関する意見に対して不服を申し立てることが確認された場合には、遅滞なく当該学生および関係参考人等から事情聴取を行い、資料等の提出を求めるものとする。

2 学生懲戒委員会の担当者は、当該学生からの事情聴取にあたっては、当該学生に自己を防御する機会を十分に与えるよう配慮する。ただし、当該学生が正当な理由が無いのに事情の聴取に応じない場合、または自己に有利な証拠を提出する等の防御をしない場合には、その機会を自ら放棄したものと見做すことができる。

3 学生懲戒委員会の担当者は、当該学生からの事情聴取にあたっては、当該学生からの申し出があれば、当該学生を補助する者（弁護士を含む）の同席を認める。ただし、調査の妨げとなる場合には、同席する者の数を制限することができる。

4 学生懲戒委員会の担当者は、懲戒処分案を作成し、学生懲戒委員会に報告する。学生懲戒委員会は、直ちに懲戒処分案を審議し学長に報告する。

5 懲戒処分案には、懲戒処分の根拠となる事実の存否および懲戒処分の相当性に関する判断が含まれる。学長は、教授会の意見を参考にして、懲戒処分を相当であるとした場合には、ただちに懲戒処分をとり、懲戒処分をとったことを教授会に報告する。

6 学長は、懲戒処分案に疑義がある場合、または懲戒処分を相当であると認めない場合は、学生懲戒委員会に当該事案の再審査を命ずることができる。

(再審査)

第12条 再審査は、学生懲戒委員会において新たに指名される担当者によって行われる。

2 再審査についての手続きは、第8条から第11条の規定を準用する。

3 学長は、審査の全過程を斟酌の上、懲戒処分（処分不相当とすることを含む。）を決定し、懲戒処分（処分不相当とする場合を除く。）をとり、教授会に報告する。

(学生等による再審査請求)

第13条 懲戒処分を受けた当該学生等は、処分の根拠となった事実が存在しないことが明らかになった場合、その他正当な理由がある場合には、学長に対して再審査を請求することができる。

2 前項の請求があったときには、学長は遅滞なく再審査の要否の審査を学生懲戒委員会に付議し、第12条と同様に手続きを行う。

(関係者の守秘義務)

第 14 条 学生懲戒委員会の委員および教授会の出席者は、その地位にあることから知り得た情報に関する守秘義務を負う。この義務は、委員等の地位を解かれた後も継続する。

(補則)

第 15 条 この規程に定めるもの以外に、この規程の実施にあたって必要な事項は、別途これを定める。

(改廃について)

第 16 条 この規程の改廃は、理事会の議を経て、その意見を参考として学長が行う。

附 則

1 この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。